

総社市告示第31号

総社市生殖補助医療費助成金給付事業実施要綱（令和5年総社市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 助成金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 助成を受けようとする生殖補助治療において、他の地方公共団体からの助成等を受けていないこと。</u></p> <p>(対象医療機関)</p> <p>第4条 給付対象者に対して生殖補助医療を行う医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、次の各号に掲げる生殖補助医療の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 保険診療による生殖補助医療 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 助成金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(対象医療機関)</p> <p>第4条 給付対象者に対して生殖補助医療を行う医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、次の各号に掲げる生殖補助医療の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p>

改正後	改正前
<p>(助成金の額)</p> <p>第6条 助成金の額は、給付対象者が対象治療に係る治療費等として対象医療機関に支払った金額(当該治療費等に対して高額療養費又は付加給付金を受けている場合は、それらを控除した額。以下「自己負担額」という。)のうち、次の各号に掲げる生殖補助医療の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) <u>保険診療による生殖補助医療</u> 次の区分により算出した額を合算した額</p> <p>ア <u>保険診療による生殖補助医療の自己負担額に2分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。</u></p> <p>イ <u>保険診療と先進医療との併用診療による生殖補助医療の自己負担額(アの自己負担額を除く。)に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。</u></p> <p>(2) <u>保険外診療による生殖補助医療</u> <u>自己負担額に10分の7を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。</u></p> <p>(給付申請)</p> <p>第8条 助成金の給付を受けようとする給付対象者(以下「申請者」という。)は、総社市生殖補助医療費助成金給付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>高額療養費又は付加給付金を受けている場合は、その額が確認できる書類</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 助成金の給付の申請は、当該生殖補助治療に係る治療費等の支払いが終</p>	<p>(助成金の額)</p> <p>第6条 助成金の額は、給付対象者が対象医療機関に支払った金額のうち、次の各号に掲げる生殖補助医療の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) <u>保険診療と先進医療との併用診療による生殖補助医療</u> <u>対象治療に係る治療費等として支払った金額(保険診療による自己負担として支払った額を除く。)に10分の7を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。</u></p> <p>(2) <u>保険外診療による生殖補助医療</u> <u>対象治療に係る治療費等として支払った金額に10分の7を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。</u></p> <p>(給付申請)</p> <p>第8条 助成金の給付を受けようとする給付対象者(以下「申請者」という。)は、総社市生殖補助医療費助成金給付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 助成金の給付の申請は、当該生殖補助治療に係る治療費等の支払いが終</p>

改正後	改正前
<p>了した日の属する年度の末日（3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月の15日）までに行わなければならない。<u>ただし、高額療養費支給申請の手続き等に時間を要する等のやむを得ない事情により申請ができないと市長が認める場合は、自己負担額の支払いが完了した日から6月を経過するまでに行わなければならない。</u></p> <p>（給付決定）</p> <p>第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の給付の可否を決定し、総社市生殖補助医療費助成金給付（不給付）決定通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項<u>及び様式</u>は、市長が別に定める。</p>	<p>了した日の属する年度の末日（3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月の15日）までに行わなければならない。</p> <p>（給付決定）</p> <p>第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の給付の可否を決定し、総社市生殖補助医療費助成金給付（不給付）決定通知書<u>（様式第2号）</u>により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p><u>様式第1号（第8条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第9条関係）</u> 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の総社市生殖補助医療費助成金給付事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日以後に開始した生殖補助治療について適用し、令和8年3月31日までに開始した生殖補助治療については、なお従前の例による。